

1 防火管理の重要性

毎年多くの火災が発生し、多くの尊い生命と貴重な財産を奪っていきます。過去の火災を見ると、日常の火気管理のまずさが原因で出火し、防火設備の不備、初期対応の不手際などから火災が拡大し、被害を大きくするケースが後を絶ちません。私たちの尊い生命と財産を守るためには、関係者が防火管理の重要性を十分認識し、防火管理が有効に機能するように体制の整備を図ることが、極めて重要なことなのです。



2 防火管理とは



防火管理とは、火災の発生を未然に防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、「火災のときはどうしたらよいのか」、「火災を防ぐために、普段、誰が何をするのか」等を消防計画に具体的に定め、日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、火災に備えた消火、通報及び避難の訓練などを行うものです。建物の所有者や各テナントの代表者などの管理権原者は、消防法により管理権原ごとに防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

3 防火管理者の選任が必要な対象物

防火管理者の選任が必要な防火対象物は、次のとおり、病院や工場、百貨店などの用途に応じ建物内に勤務する人や出入りする人の数（収容人員）により定められています。

（消防法第8条、消防法施行令第1条の2）

〔特定防火対象物〕

消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物で、収容人員が30人（6項口の用途が存するものは10人。）以上のものは、防火管理者を選任しなければなりません。

〔非特定防火対象物〕

消防法施行令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口及び（17）項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のものは防火管理者を選任しなければなりません。

〔新築工事中の建築物等〕

収容人員が50人以上のもののうち、次に該当するもの。

- ・ 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建築物
- ・ 延べ面積が50,000㎡以上の建築物
- ・ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の建築物
- ・ 建造中の旅客船で甲板数が11以上のもの

〔火災予防条例で定めるもの〕（火災予防条例第46条の2、第54条の5）

上記以外のもので、次に該当するもの。

- ・ 地下の車両の停車場
- ・ 地下の駐車場で、収容台数が30以上のもの
- ・ 収容台数が50以上の屋内駐車場
- ・ 延べ面積が3,000㎡以上の工場又は倉庫
- ・ 文化財保護法により重要文化財等に指定された建造物

4 防火管理者の資格

防火管理者は、防火管理業務の推進役としてその中核をなすため、防火管理に関する知識を持つ者で、かつ、組織において管理・監督的地位にある者でなければなりません。

(消防法施行令第3条、消防法施行規則第2条)

「防火管理に関する知識を持つ者」………

〔甲種防火管理者〕

1. 甲種防火管理講習の課程を修了したもの
2. 防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

〔乙種防火管理者〕

乙種防火管理者講習の課程を修了したもの

防火管理者選任資格区分

区 分	甲種防火対象物			乙種防火対象物		条例義務
用 途	特定用途	非特定用途	新築工事中の建築物	特定用途	非特定用途	
延べ面積	300 ㎡以上	500 ㎡以上		300 ㎡未満	500 ㎡未満	
選任資格	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者		

※6項口の用途が存する防火対象物は、面積にかかわらず選任資格は甲種となります。

5 消防法施行令別表第一 ※ 一部省略しています。

1 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅
6 項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	社会福祉施設（主として火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する施設等）
	ハ	社会福祉施設（6項口以外の施設）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
7 項		小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
8 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
9 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10 項		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場
11 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
12 項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
13 項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14 項		倉庫
15 項		前各項に該当しない事業場
16 項	イ	1項～4項、5項イ、6項又は9項イが存する複合用途防火対象物
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物
16の2項		地下街
16の3項		準地下街
17 項		重要文化財、重要有形文化財建造物等
18 項		延長50m以上のアーケード
19 項		市長村長の指定する山林
20 項		総務省令で定める舟車